

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

公表日

令和7年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定により 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第14項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表 27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第 155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸づくり課
②所属長の役職名	健幸づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、住基ネットにて照会を行うこととしている。その際は、複数人での確認及び上長による最終確認を行い、人為的ミスが発生しないように対策をとっていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <p style="text-align: left;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	システム起動時には職員ID及び静脈認証により確認を行い、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録時に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に限定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康づくり課	①部署 健康福祉課	事後	変更後速やかに提出
平成27年10月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 原田 茂徳	②所属長 名波 浩美	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康福祉課	①部署 健康づくり課	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	評価実施機関における担当部署	②所属長 名波 浩美	②所属長 健康づくり課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	4.②法令上の根拠	照会: 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項 提供: なし	照会: 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、17、18、19 項 提供: 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、16の3項	事前	項目の見直し
令和7年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項	番号法第9条第1項 別表第14項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会: 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、17、18、19 項 提供: 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、16の3項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条表25項、表27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である ■判断の根拠 申請者からマイナンバーが得られない場合のみ、住基ネットにて照会を行うこととしている。その際は、複数人での確認及び上長による最終確認を行い、人為的ミスが発生しないよう対策をとっていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 9. 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(項目なし)	十分である	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(項目なし)	システム起動時には職員ID及び特許認証により確認を行い、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録時に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に限定している。	事前	システム標準化に伴う再評価